

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と西興部村（以下「乙」という。）は、平成 23 年 9 月 30 日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

原協定別表第 1 中 1 医療の表を次のように改める。

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第 2 次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第 2 次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。また、医療人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。また、医療人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる名寄市立総合病院や名寄市立大学等の施設整備を行う。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有を促進する。また、名寄市立総合病院、名

	寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。
--	--

原協定別表第1中2 教育の表を3 教育の表とし、1 医療の表の次に次のように加える。

2 福祉

福祉体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域福祉体制の充実を図る。また、福祉人材の育成・確保を推進する。
	甲の役割	福祉人材の育成・確保につながる研修・講演会などを開催するために、拠点施設となる福祉施設、名寄市立大学等の施設整備を行う。
	乙の役割	福祉施設、名寄市立大学等と連携し、実習の受入及び研修会への参加等人材の育成・確保に協力する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年12月28日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長 加藤 剛 士

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長 牧野 勇 司

乙 紋別郡西興部村字西興部100番地
西興部村
西興部村長 菊池 博